

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症である。

B型、C型肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変・肝がんといった重篤な疾病に進行する危険性の高い深刻な病気である。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、その過程において、肝炎ウイルスに感染するという不幸な出来事が生じたことは事実である。さらに、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

平成20年度から国の「新しい肝炎総合対策」（7カ年計画）がスタートしたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。

適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が求められている。

よって、国におかれては、肝炎対策を総合的に推進するための基本法を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗